

相続財産の名義変更に必要な主な書類

相続登記の必要書類

① 遺言書に基づく相続の場合	備考
・ 遺言書	公正証書遺言以外は、家庭裁判所の検認済みのもの
・ 被相続人の除籍謄本（死亡時の戸籍謄本）	被相続人の死亡を証明するため
・ 被相続人の住民票除票（本籍の記載あり）	登記簿上の名義人と戸籍上の被相続人が同一人であることを証明するため（登記簿には本籍の記載がなく、登記簿と戸籍だけでは同一人かどうか分からない）
・ 不動産を相続する相続人の戸籍謄本	相続人の生存を証明するため
・ 不動産を相続する相続人の住民票（本籍の記載あり）	不動産を取得する相続人の住所を確認するため
・ 固定資産評価証明書	登録免許税を算出するため
② 遺産分割協議書に基づく相続の場合	備考
・ 遺産分割協議書	相続人全員が相続財産の分割方法に合意したことを証明するため
・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	法定相続人を特定するとともに、相続の開始を証明するため
・ 被相続人の住民票除票（本籍の記載あり）	
・ 相続人全員の戸籍謄本	
・ 相続人全員の印鑑証明書	遺産分割協議書の押印が印鑑登録している印鑑であることを証明するため（相続人の意思の確認）
・ 不動産を相続する相続人の住民票（本籍の記載あり）	
・ 固定資産評価証明書	
③ 法定相続分に基づく相続の場合	備考
・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	
・ 被相続人の住民票除票（本籍の記載あり）	
・ 相続人全員の戸籍謄本	
・ 不動産を相続する相続人の住民票（本籍の記載あり）	
・ 固定資産評価証明書	

預金名義変更の必要書類

① 遺言書に基づく相続の場合	備考
・ 遺言書	
・ 検認調書または検認済証明書	公正証書遺言以外の遺言の場合に必要
・ 被相続人の除籍謄本（死亡時の戸籍謄本）	
・ 預金を相続する人の印鑑証明書	遺言執行者がいる場合は遺言執行者の印鑑証明書
・ 遺言執行者の選任審判書謄本	裁判所で遺言執行者が選任されている場合に必要
② 遺産分割協議書に基づく相続の場合	備考
・ 遺産分割協議書	
・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	
・ 相続人全員の戸籍謄本	
・ 相続人全員の印鑑証明書	
③ 法定相続分に基づく相続の場合	備考
・ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本	
・ 相続人全員の戸籍謄本	
・ 相続人全員の印鑑証明書	